

東京純心大学における「新型コロナウイルス感染症対策」のレベルについて

2020.8.19
2020.9.2改定

レベル		授業(講義・演習)	実習	学生活動	学生・教職員が遵守すべき点	教職員の勤務体制	会議	研究活動
1	通常	外出自粛要請は出ていないが、感染防止に注意が必要な場合	・「対面授業」を、感染防止に最大限配慮して実施する。	実習は、実習先の決定による	・感染防止に留意して入校を認め、校内にいる時間を最小限にする。 ・対面での部活動・課外活動を自粛する。 ・対面での仕事を伴うアルバイトについて自粛要請する。	・通常と同じ範囲の業務を行う。 ・必要に応じて一部の教職員に在宅勤務、時差出勤、執務室の分散等を命じる。 ・感染者が多い地域への出張は原則禁止とする。	・感染防止に最大限配慮した上で、対面会議を実施する。 ・オンライン会議を推奨する。	・感染防止措置を十分講じた上で、対面で研究を行う。ただし、学内での滞在時間を減らすように努め、それ以外は自宅で研究活動を行う。
2	制限(有)	以下のいずれかに該当する場合 ①国が東京都を対象とした緊急事態宣言を発出した場合（都が独自に緊急事態宣言を出した場合も含む） ②専門家会議が東京都を「感染拡大警戒地域」に指定した場合（県境を越えての移動自粛が出た場合も含む） ③東京都知事が、小、中学校、および都立高校に休校を指示した場合	・「オンライン授業」のみとする。 ・学内演習も中止	実習は、実習先の決定による *学内実習について 大学が臨時休校の場合は、その期間は自宅からのリモート実習とする（教員は、在宅勤務とする）	学生に求める事 ①自宅からの不要不急の外出を自粛する ②対面での仕事を伴うアルバイトを自粛する 大学が行う事 ①原則、学生の入校を禁止する（許可を受けた時は入校記録を残す） ②部活動・課外活動を禁止する	左記の判断基準にかかわらず、以下の点を常時遵守すること ①マスク着用、②距離を保つ（1.5～2m以上）、 ③マスクを外しての近接会話の禁止、 ④会食、特に外食は禁止、（家族との会食を止める事までは求めないが、その危険性を十分認識し、出来るだけ時間は短く）、 ④換気の励行、 ⑤頻繁に手を洗う、 ⑥家族といえども共有物の使用は避ける	・各部署は、大学機能を最低限維持するための業務のみを行う ・多くの教職員に在宅勤務、時差出勤、執務室の分散等を命じる ・出張は原則禁止とする	・原則、オンライン会議またはメール等による書面審議とする ・対面会議はやむを得ない場合に限り、感染防止に最大限配慮した上で実施する
3	大学独自に判断する場合	以下のように、大学を閉鎖せざるを得ない場合 ①学内で学生・教職員が感染し、かつ、学内に濃厚接触者が存在する場合	・下記の間、臨時休校（大学閉鎖）、大学施設の消毒を行う *濃厚接触者がPCR検査で陰性が確認されるまで、および、新たな感染疑い事例が生じないと確認されるまでの期間（概ね1週間、ただし、延長される場合もある）	・学生に求める事 ①自宅からの外出を自粛する。 ②アルバイトを自粛する。 大学が行う事 ①学生の入校を禁止する。 ②部活動・課外活動を禁止する。		・施設の維持管理要員のみ出勤する		・中止することで大きな研究の損失を被るような研究のみ、必要最小限の人数で行う。それ以外の研究者は自宅で研究活動を行う